

ID: 193

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	聖籠町都市公園条例 第10条（第20条において準用する場合を含む。）		
例規番号	昭和59年 条例第11号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第十条 町長は、使用又は占用の目的が公益上の必要による場合、その他町長が特別の理由があると認めるときは、使用料の減免をすることができる。</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日